

確保

多様な人材の参入促進

～未経験者向け～

■かいごチャレンジ職場体験事業

～学生、主婦、元気高齢者及び離職者等向け～

■介護職員初任者研修取得支援事業

■介護職員就業促進事業

■地域を支える「訪問介護」応援事業

新

～未経験者向け～

■介護職員奨学金返済・育成支援事業

育成・定着含

～イメージアップ～

■介護現場のイメージアップ戦略事業
～介護WITHプロジェクト～

新

■介護の魅力PR事業

新

定着

職場環境の改善

■介護現場改革促進事業

拡

・デジタル機器導入支援

・次世代介護機器導入支援

・人材育成支援 ・組織・人材マネジメント支援

ワンストップ窓口機能の拡充機器導入のための伴走型の個別支援

・介護現場革新会議

■介護DX推進人材育成支援事業

新

■介護現場のDX・タスクシェア促進事業

拡

■東京都介護職員キャリアパス導入促進
事業

育成含

■介護職員処遇改善加算等取得促進支援
事業

確保含

■介護現場におけるハラスメント対策事業

住宅費の負担軽減

■介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業

新

■東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業
・4年の年数制限廃止

拡

■介護職員の宿舍施設整備支援事業

区市町村の取組支援

■東京都区市町村介護人材対策事業

■高齢包括補助事業

・介護職員宿舍借り上げ支援事業

・外国人介護従事者等に対する日本語学習支援事業

その他： ■人材活用に向けた介護事業所の協働促進事業

新

外国人材の受入れ環境整備

■ 外国人介護従事者受入れ環境整備事業

■ 外国人介護従事者活躍支援事業

- ・ 海外への魅力発信・マッチング促進
- ・ 関係団体との連携体制構築
- ・ 受入れ調整機関活用経費補助

新

■ 経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援事業

■ 外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業

■ 介護施設等による留学生受入れ支援事業

■ 特定技能制度に基づく外国人介護従事者の受入れ支援事業

新

ケアマネジメントの質の向上

確保・定着

■ 居宅介護支援事業所事務職員雇用支援事業

新

■ 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業（再掲）

新

資質の向上

■ 介護支援専門員研修事業

・ 受講料補助

確保・定着含

拡

■ 居宅介護支援事業所管理者向けマネジメント支援研修事業

新

確保・定着含

【再掲】2040年に向けたさらなる取組

より幅広い層への働きかけ

■ かいごチャレンジ職場体験事業

■ 介護現場のイメージアップ戦略事業
～介護WITHプロジェクト～

■ 地域を支える「訪問介護」応援事業

さらなる職場環境改善
（介護現場の生産性向上）

■ 介護現場改革促進事業

- ・ デジタル機器導入支援
- ・ 次世代介護機器導入支援
- ・ 人材育成支援 ・ 組織・人材マネジメント支援
- ワンストップ窓口機能の拡充
- 機器導入のための伴走型の個別支援
- ・ 介護現場革新会議

■ 介護DX推進人材育成支援事業

■ 介護現場のDX・タスクシェア促進事業

外国人従事者の積極的な受入れ

■ 外国人介護従事者受入れ環境整備事業

■ 外国人介護従事者活躍支援事業

- ・ 海外への魅力発信・マッチング促進
- ・ 関係団体との連携体制構築
- ・ 受入れ調整機関活用経費補助

■ 特定技能制度に基づく外国人介護
従事者の受入れ支援事業

他

介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業（事業概要）

事業目的

- ✓ 団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」が迫る中、介護ニーズは増大
 - ✓ 都はこれまでも、介護職員の処遇改善を国に対して求めてきたが、住居費の高さなど、東京の実情が反映されていない状況
 - ✓ 都として対策を充実・強化し、一刻も早く介護業界からの人材流出に歯止めをかける
- ➔ 国の見直しが講じられるまでの間、都が居住支援特別手当を支給



事業概要

【対象職種】

介護保険サービス事業所に勤務する介護職員・介護支援専門員

【対象者】

常勤及び非常勤職員（所定労働時間が週20時間以上）

【居住形態等の要件】

居住形態・所有形態によらず、原則として全ての介護職員等を支給対象とする

【手当額】

月額1万円（勤続5年目までの介護職員には1万円を加算）

【令和6年度予算額】

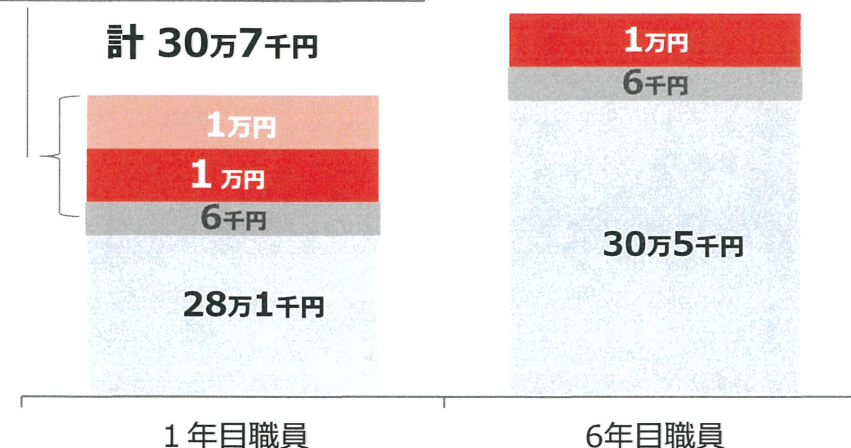
28,487,561千円 補助率10/10

（規模：介護職員154,386人 介護支援専門員14,435人）

【事業イメージ】

介護職員の平均給与額
（モデルケース）

1年間で30万円超のアップ



★最新情報はこちら

東京都HP：<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kyojushientokubetsuteate.html>



令和6年度 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業

事業概要

1 事業概要

職員宿舎の借り上げを支援することで、住宅費負担を軽減し良好な居住環境の提供による働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図るとともに、施設等による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進

2 助成条件

事業所の利用定員数に応じて、4戸から最大20戸まで助成
ただし、上限戸数に達した場合でも外国人材（※）は助成対象
※在留資格介護、特定技能（介護）、技能実習生（介護）、
留学生、EPA介護福祉士候補者等

助成対象戸数

定員数	0~40	41~50	51~60	...	91~100	101~110	...	191~200	201~
上限戸数	4	5	6	...	10	11	...	20	20

助成対象期間 なし ※1戸当たりの助成期間制限（4年間）を撤廃
※同一職員の利用は最大10年まで

助成基準額 1戸当たり82,000円/月

助成率 (1) 福祉避難所、災害時協定締結事業所（※）
都7/8 事業者1/8
(2) 上記（1）以外
都1/2 事業者1/2

※以下の災害時対応要件のいずれかを満たしており、職員宿舎を確保し、災害対応要員を配置する事業所が対象

○福祉避難所の指定等（注1）を受けていること

○災害時協定を締結（注2）していること

（注1）・高齢者などの要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所
・区市町村から指定を受け、又は、区市町村と福祉避難所として災害時応援協定を締結した事業所

（注2）区市町村との災害時協定（「安否確認及び災害時のサービス提供」又は「安否確認及び避難所への誘導等」）を締結した事業所

3 助成対象事業所

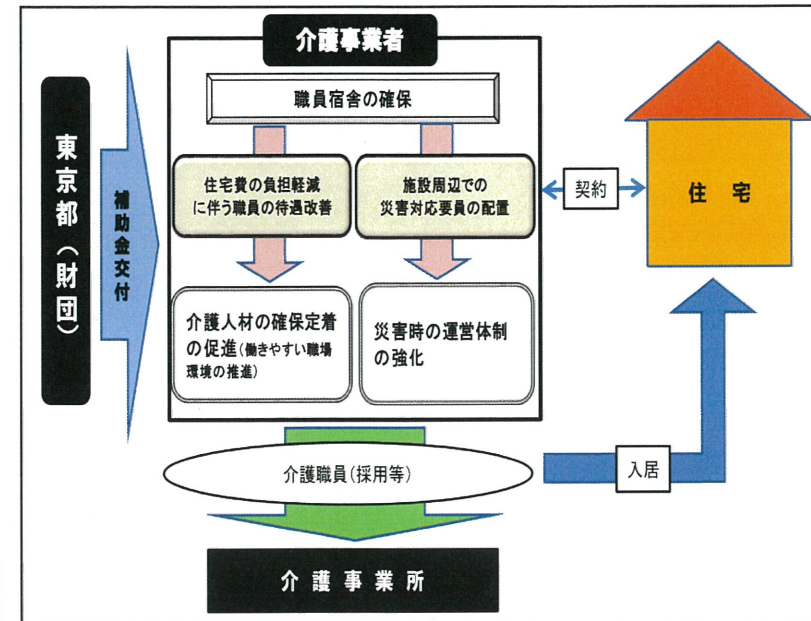
介護保険施設・事業所（地域密着型サービスを除く）

4 令和6年度見積額 3,071,874千円（助成規模 7,919戸）

事業スキーム

○介護人材の確保定着を図るとともに、災害時の運営体制強化に取り組む介護事業者に対する都独自の補助制度を創設

○介護事業者は、職員宿舎を確保し、介護職員に対する待遇改善を図りつつ、災害対応要員を計画的に配置することで災害時の迅速な対応を推進

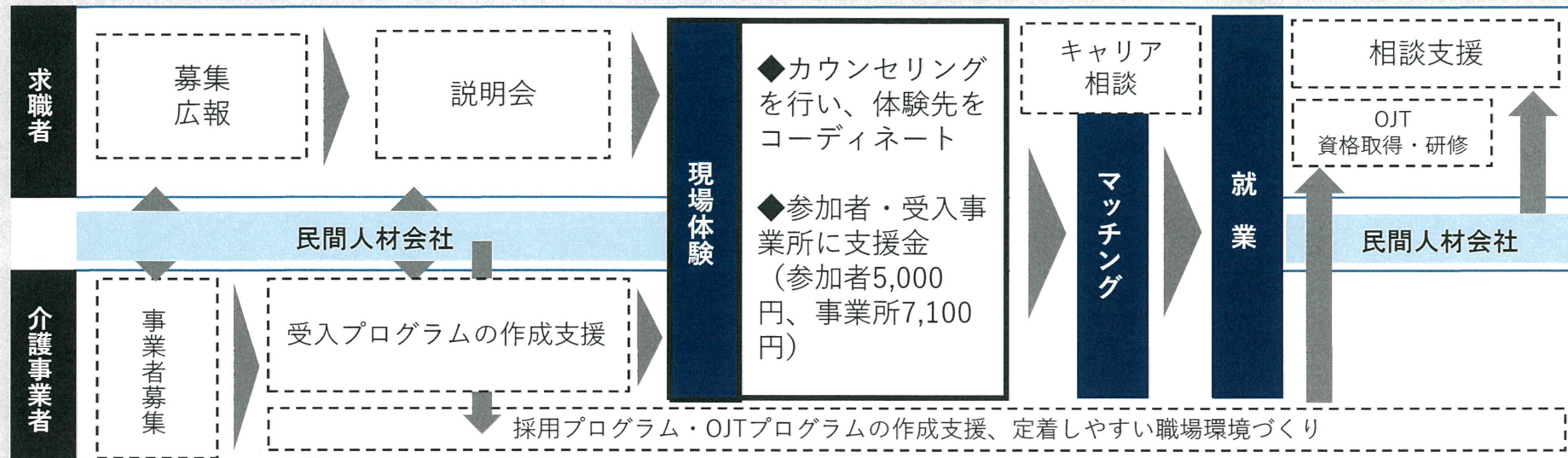


令和6年度 かいごチャレンジ職場体験事業

事業概要

介護の仕事の未経験者を対象に、介護現場の体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援することにより、求職者と求人事業所双方のニーズに応えることで、介護分野への入職・定着を促進する。

- 体験を通じて、介護の仕事を広く知ってもらう。
- 介護事業所を対象に仕事の魅力を伝える工夫や定着に向けたOJT等を支援し、**未経験者を受入れるためのノウハウを事業所間に広げていく。**



求職者の参加募集

(対象) 介護職未経験者かつ都内または近隣県に在住
年齢不問 (介護福祉士の養成課程を履修している学生除く)
(募集数) 1,000名程度

- キャリアカウンセラーにより意向に沿った体験先を調整
- 体験後、就業意向がある場合、就業先と条件等をマッチング
- 就業後もカウンセラーが随時相談等フォロー

事業者の参加募集

(対象) 都内介護保険施設または事業所
(募集数) 800所程度

- 体験プログラム作成や職場定着をテーマにセミナーを開催
- 体験の受入れや日程調整、就業を希望する際の調整をフォロー
- 採用後、採用者の介護職員初任者研修受講費を補助

令和6年度 介護職員就業促進事業

事業目的

介護業務への就労を希望する者のうち、無資格者等を対象に、介護事業所での雇用確保と働きながらの資格取得支援を支援することで、介護分野への参入促進と即戦力の確保を図る。

取組内容

補助対象

現在離職中の者で、介護業務への就労を希望する者のうち、無資格または介護職員初任者研修修了者（介護福祉士、現任研修修了者は除く）

規 模

予算規模 950名

支援内容

事業に参加する介護保険事業所（訪問介護事業所は除く※）を公募
登録事業所が介護職員を雇用し、介護業務に従事させながら、介護職員初任者研修等の資格を取得させる

登録事業所への委託経費（雇用者一人当たり上限1,980千円）

- ・有期雇用期間中の賃金（最長6か月）、社会保険料
- ・介護職員初任者研修または実務者研修受講費用
- ・求人広告費
- ・事務管理費

※訪問介護事業所は、訪問介護採用応援事業において対象とするため

実施方法

東京都福祉人材センター（東京都社会福祉協議会）に委託して実施

予算額

令和6年度予算額： 1,702,517千円（令和5年度予算額 2,186,311千円）

令和6年度介護現場改革促進事業について

介護ニーズの増加が見込まれる中、質の高い介護サービスを提供できるよう、生産性向上に取り組む介護事業者を支援

介護事業所における生産性向上の取組に向けた課題

機器導入や人材育成のための仕組みづくりといった環境整備に対する費用負担が重いこと

生産性向上に取り組むための組織体制が不十分であること

I 職場環境整備

2つの施策

II 組織・人材マネジメント

福祉保健財団に生産性向上に関するワンストップ窓口
「介護職場サポートセンターTOKYO」（介護生産性向上総合相談センター）を設置

1 デジタル機器導入促進支援事業

- ・ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン等のハードウェア、Wi-Fi ルーター等Wi-Fi環境を整備するために必要なネットワーク機器等の購入等に係る経費の補助
- ・システムの選定・活用に関するコンサルティング等経費の補助

2 次世代介護機器導入促進支援事業 **規模増・対象拡充**

- ・移乗介護、移動支援、見守り・コミュニケーション等の機器の購入、見守り支援機器導入に伴う通信環境整備等に係る経費の補助

3 人材育成促進支援事業 **対象拡充**

- ・人材育成の仕組みづくりに係るコンサル経費、研修受講経費等人材育成に関する経費に対する補助

4 組織・人材マネジメント支援事業 **対象拡充（居宅介護支援事業所）**

- ・国のガイドラインを活用した生産性向上セミナー
- ・専門家による生産性向上の取組に向けた個別支援
- ・専門家によるデジタル機器・次世代介護機器の導入・効果的な活用に関する個別支援 **新規**
- ・デジタル機器及び次世代介護機器の導入前後セミナー
- ・次世代介護機器を活用し、生産性向上に取り組む施設（アドバンスト施設）を育成するためのセミナー **対象拡充**
- ・アドバンスト施設を活用した見学会、機器展示スペースの設置及び専門家による相談窓口の設置 **規模増（見学会）**
- ・試用機器の貸出し **新規**
- ・人材育成の必要性、仕組みづくり等ノウハウを提供するセミナー等
- ・人材育成の仕組み作りに関する専門家の相談窓口の設置
- ・人材確保、経営、機器開発等に関する相談を受け、関係機関につなぐ窓口の設置 **新規**

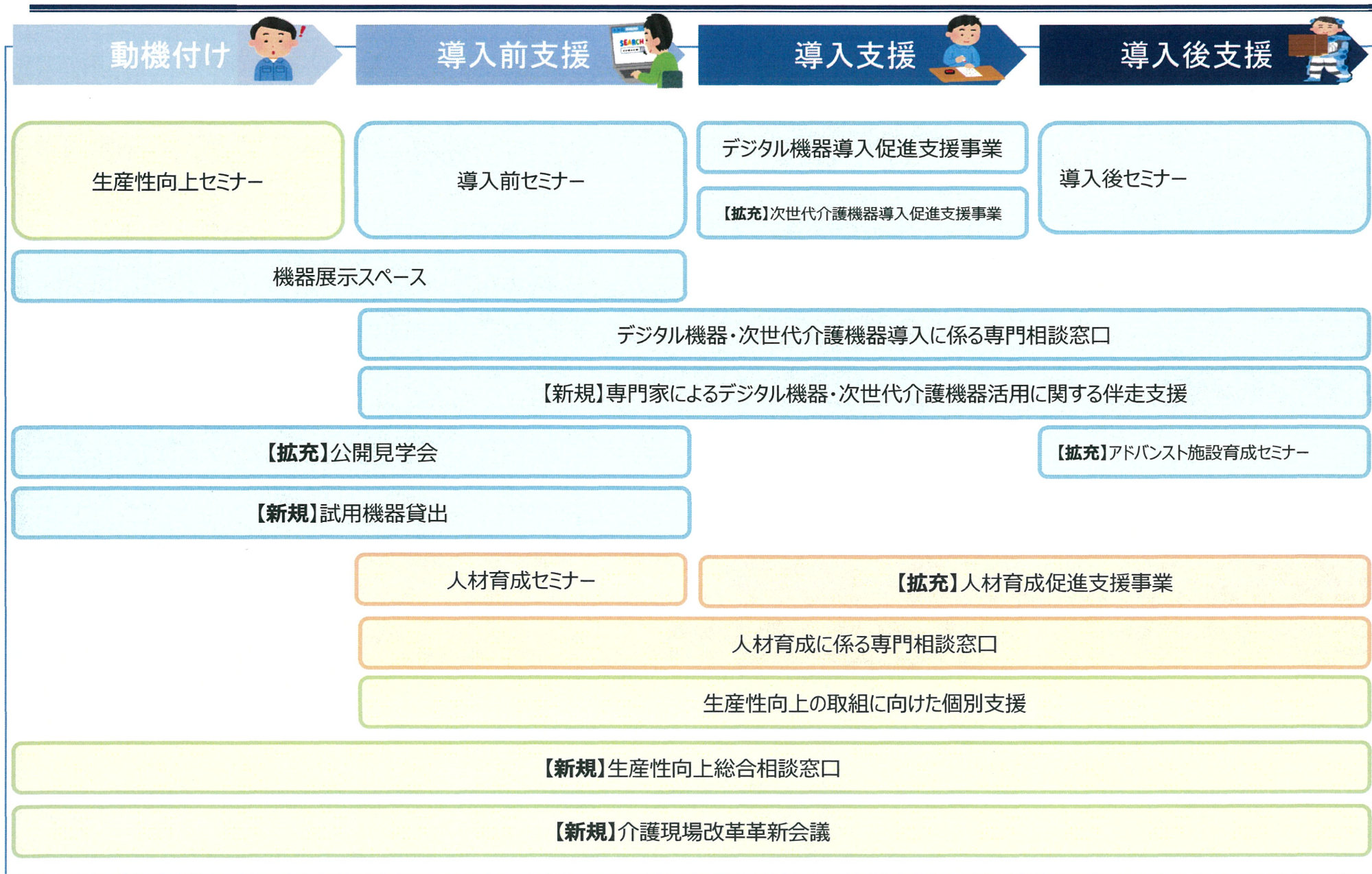
東京都介護現場革新会議

新規

- ・介護現場の生産性向上や人材確保を推進する観点から、介護現場の課題の対応方針や介護生産性向上総合相談センターの運営方針等について協議

都が直接開催

令和6年度現場改革促進事業の全体像（支援フェーズ別の整理）



：デジタル機器・次世代介護機器の導入支援に係る事業



：人材育成の支援に係る事業



：生産性向上全般に関する事業

介護DX推進人材育成支援事業

課題

介護事業所内にDXに係るリーダー的人材がおらず、継続的に生産性向上の取組を進められない

✓ 都においては、介護現場改革促進事業により、コンサル派遣や専門相談窓口の設置、コンサル委託経費に対する補助等を実施しているが、これらを利用しても事業所内に専門性を持つ人材がない場合は、一過性の取組となるリスク

DX推進人材育成事業の概要

★生産性向上を推進するリーダー職員の育成を支援し事業所の継続的な生産性向上の取組体制を確保

【補助対象】

- ・リーダー職に対する手当
- ・IT資格等の取得にかかる経費

【予算額】

年間50万円×2人（1法人当たりの上限）×100法人＝1億円

※対象経費のうち、1/2（年間25万円）以上は手当として支給

※1法人当たり3年間申請可

期待される効果

- ✓ 介護現場改革促進事業では、介護事業所外部からのアプローチを強化してきたが、DX推進人材育成事業により、事業所内部でのDXへの対応力を向上させ、介護現場改革送信事業の取組をより効果的に事業所内で活かしていけることが期待
- ✓ 介護現場改革促進事業とDX推進人材育成事業の両事業の相乗効果により介護現場のDXの取組を強力に推進

介護現場改革推進事業

デジタル機器等の導入支援や
コンサルの個別支援など



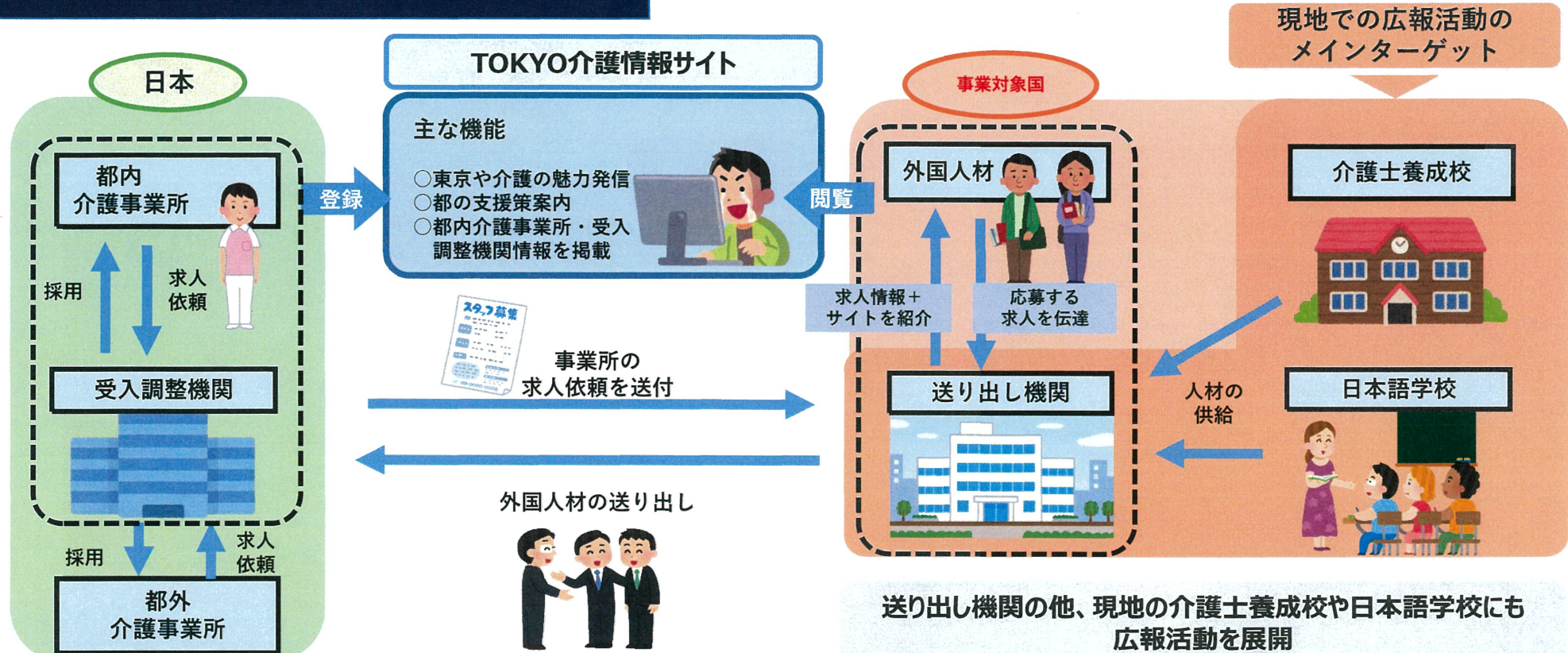
DX推進人材育成事業



介護事業所内のDX人材育成

TOKYO介護情報サイトを活用したマッチング促進

TOKYO介護情報サイトを活用したマッチング促進



サイトの活用について

○送り出し機関等を直接訪問し、サイトをPR

現地で実績のある送り出し機関や介護養成施設、日本語学校を訪問し、サイトや都の施策について広報活動を行う。

→外国人材に求人紹介をする際に、併せてサイトを紹介してもらい、東京の介護事業所の魅力をPRすることで、都へ誘致

○介護事業者と受入れ調整機関の情報をセットで登録することで、送り出し機関と受入れ調整機関の新たなマッチングのきっかけとなる。

目標 (R6～R8)

- ・サイト登録事業所：
多くの事業所情報を有した魅力的なサイトとするために、毎年**100事業所以上**の登録を目標とする。
- ・サイト登録事業者における新規外国人材
就職人数：毎年**100名**
※サイトに登録した都内介護事業所に対する調査により実績を把握
※目標数は実績に応じて見直しを検討する。

外国人介護従事者活躍支援事業

介護事業所に対する財政支援の強化策

受入れ調整 機関活用経 費補助	概要	登録支援機関を利用した際の人材紹介料の一部を補助する。		
	補助対象	都内介護事業所（※対象となる在留資格：特定技能、留学生）		
	補助基準額	300千円		
	補助率	2/3（魅力発信サイト登録事業者）・1/2（その他）	実施規模	710人
	補助対象	人材紹介料		
	予算額	$300,000円 \times 2/3 \times 100人 + 300,000円 \times 1/2 \times 610人 = 111,500,000円$		

既存事業（拡充策含む）による主な支援策

類型	予算事業	補助基準額	補助率	補助対象
受入環境整備	外国人受入れ環境整備事業	300千円	2/3	多言語翻訳機購入・異文化理解、日本語学習等経費等
日本語学習・技能学習	EPA補助	1,000千円	10/10	国家試験対策・日本語学習経費（受講費用・教科書代・通学交通費・模擬試験受講料）
	技能実習補助・特定技能補助	6,700千円	1/2	
資格取得支援	現任介護職員資格取得補助	100千円	1/2	介護福祉士資格取得に要する費用（1事業者当たり上限10名まで）
留学生学費支援等	留学生受入れ支援事業	補助対象参照	1/2	学費（600千円/年）・居住費（360千円/年）・入学準備金（200千円）・就職準備金（200千円）・国家試験受験対策（40千円）
住居支援	東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業	82千円/月	7/8・1/2	宿舍借り上げに要する費用
居住支援特別手当	介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業	10千円/月	10/10	居住形態・所有形態によらず、居住支援特別手当として月額10千円を支給（勤続5年目までの介護職員は10千円を加算）

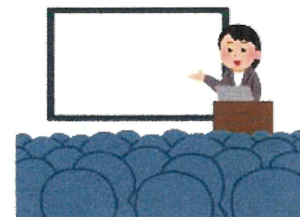
令和6年度 介護支援専門員法定研修受講料補助

支援内容

介護支援専門員の法定研修受講料の負担軽減に取り組む事業者に対し、必要な経費を都が補助します。

▶ 対象経費

介護支援専門員の勤務先事業者等が負担した、資格取得及び更新に必要な研修（法定研修）の受講料



▶ 補助基準額・補助率

都が実施する法定研修受講料の $3/4$ を基準額として補助します。

条件

- ▶ 対象者 都内事業所において、介護支援専門員資格を活用する業務に従事する者
(研修修了後に介護支援専門員資格を取得し、業務に従事する見込の者を含む)
- ▶ 対象事業所 居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センター等

令和
6年度

介護職員処遇改善加算等 取得促進支援事業

東京都社会保険労務士会と

「福祉・介護職員処遇改善コンサルタント」(社会保険労務士)が
「介護職員等処遇改善加算」取得のためのお手伝いをいたします。

令和6年6月以降、処遇改善に係る加算が一本化され、加算率が上げられます。

従業員の給料アップにつなげ、人材の採用、定着を図るためにも
キャリアパス要件、月額賃金改善要件、職場環境等要件を整備し

「介護職員等処遇改善加算」の取得及び「上位の区分変更」を目指しましょう！

無料
相談

介護職員等処遇改善加算を
取得していない、または
上位の加算を目指したいとお考えの

東京都内の
介護サービス事業所様へ

東京都社会保険労務士会では、東京都より委託を受け、都内介護サービス事業所向けに以下の取得、変更についての「無料電話相談窓口」を開設いたします。また、訪問により直接アドバイスをいたします。

- ・ 介護職員等処遇改善加算の新規取得
- ・ 介護職員等処遇改善加算の上位区分への変更

本事業のお問い合わせは**都内の介護サービス等事業所様が対象です。**
他県の事業所様やコンサルタント等のお問い合わせにはお答えいたしかねます。

毎週 月・水・金曜日(祝日を除く)に開催！

※詳しくは東京都社会保険労務士会のホームページでご確認ください



フリー
ダイヤル

0120-179-117

受付時間／午前9:30～午後4:30

訪問でのアドバイスをご希望の場合、まずは、お電話にてご予約ください。
追って、福祉・介護職員処遇改善コンサルタントからご連絡いたします。



東京都社会保険労務士会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6

御茶ノ水ソラシティアカデミア4階

<https://www.tokyosr.jp>

訪問によるアドバイスお申し込み方法

1 予約申込

訪問によるアドバイスは事前予約となっております。
まずはお電話にてご予約ください。

フリーダイヤル 0120-179-117

原則、月・水・金(祝日を除く)受付時間/午前9:30～午後4:30

2 相談日時の決定

お電話でのご予約後、福祉・介護職員処遇改善コンサルタントより
折り返しご連絡差し上げます。その際に、相談日程の調整、相談内容
の確認等をいたします。

3 訪問1回目

現状の把握、要件の整理、取得区分の決定、必要書類等の指導・助言

4 訪問2回目

確認事項の整理、各種書類等の実務指導・最終確認

**福祉・介護職員処遇改善コンサルタントは、
雇用管理・労務管理の専門家である社会保険労務士です。**

東京都からの委託事業として実施する範囲の助言・指導については
事業所の費用負担はありません。

介護職員等処遇改善加算の内容及び申請手続きについては、
以下のページからご確認ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>

東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 >

介護職員処遇改善加算（現行加算、特定加算及びベースアップ加算）について



介護現場における **利用者** や **ご家族等** からの

**匿名
OK**

ハラスメントの お悩み相談

ひとりで悩まず
話してみませんか？

これってハラスメント？

このまま続けていけるか不安

話を聞いてほしい

誰にも相談できない



介護現場における利用者やご家族等からのハラスメント相談窓口

ご相談できる方

東京都や都内区市町村から介護保険事業所として指定を受けている
介護保険サービス事業所・施設に勤務する介護職員等

**相談
無料**

「介護現場に詳しい相談員が
電話でお悩みをお聞きます。」

電話相談

03-6265-6161

相談受付時間 平日10:00~17:30 (12/29~1/3を除く)

※ご相談は原則として1回60分までを目安としております。

※本相談窓口において、当事者間の調停や関係者への具体的な措置は行えませんので、ご承知おきください。

※ご相談をいただくにあたっての詳細は裏面をご参照ください。



東京都

本事業は、東京都からの
委託を受けて実施しています。

社会福祉法人

東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター

<https://www.tcswww.tvac.or.jp/jinzai/>



東京都福祉人材センター
キャラクター
フクシロウ



フクシロウ



介護現場におけるハラスメントとは

(厚生労働省「管理者向け研修のための手引き」(令和元年度作成)より)

介護サービスの利用者や家族等(*)からの、
以下のような行為を「ハラスメント」と総称しています。

(*)「利用者や家族等」の「等」は、家族に準じる同居の知人または近居の親族を意味します。

1. 身体的暴力

〔例〕

- ☐ たたく
- ☐ 蹴る
- ☐ ひっかく
- ☐ つねる
- ☐ ものを投げつける

2. 精神的暴力

〔例〕

- ☐ 大声で怒鳴る
- ☐ 威圧的な態度で文句を言う
- ☐ 理不尽な要求を繰り返す
- ☐ 無視をし続ける

3. セクシュアルハラスメント

〔例〕

- ☐ 必要もなく職員の体をさわる
- ☐ 抱きしめる
- ☐ 不快感を与える性的な言動をする
- ☐ 猥せつな図画を見せる

以下の言動等は、ハラスメントに該当いたしません

1 認知症等の病気または障害の症状として現れた言動(BPSD等)

2 利用料金の滞納

3 苦情の申し立て

注: BPSDとは認知症の症状として現れた行動症状(暴力、暴言、徘徊、拒絶、不潔行為等)・心理症状(抑うつ・不安、幻覚、妄想、睡眠障害等)を指します。

出所: 厚生労働省「介護現場におけるハラスメント対策」事例集(令和3年3月)

*プライバシーは厳守します。お聞きした内容を、勤務先や他機関にもらすことはありません。

*ご相談は、原則として1回60分までを目安としております。

*ご相談は、匿名でも利用できます。

*本事業で受け付けるご相談は、介護保険サービス事業所・施設における利用者やご家族等からのハラスメントが対象です。対象に該当しない場合(上司や同僚からのハラスメントや介護保険サービス以外の職員の方)は、下記「福祉のしごとなんでも相談」をご利用ください。

*本事業の対象以外の都内の福祉のしごとの悩みは、東京都福祉人材センターが実施している「福祉のしごとなんでも相談」(☎ 03-5212-5513)や「こころスッキリ相談」(☎ 0120-981-134)でお聞きしています。

*事業所・施設として、利用者や家族等からのハラスメントに関する法律相談をされたい場合は、「介護現場における利用者・ご家族からのハラスメントに関する法律相談窓口」をご利用ください。相談方法はメールです。詳細は下記ホームページよりご確認ください。

<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/activity/kaigo-harassment.html>

介護現場における 利用者や家族等からのハラスメント 弁護士による相談

利用者や家族等による職員への 再三の過度な暴言、身体的暴力、無理な要求、著しく不快な性的言動 などにお困りではありませんか？

利用者・家族等からのハラスメントを考慮した契約になっていますか？

上記のようないわゆる「**介護ハラスメント**」でお困りの介護サービス事業者(介護保険施設)のために、弁護士による相談窓口(オンラインまたはメール)を設置しております。

相談例

利用者からの電話・メールが頻繁になり、口調もエスカレートしています。お願いしても止みません、サービスの一時中止を告げても問題はありますか？

度々の暴言の上、訪問による話合いの拒否が続くのは、「契約を継続し難いほどの背信行為」に当たりますか？



事業所の不手際もあって要望に応じてきましたが、法的な視点では〇〇までの要求は断ってもよいものでしょうか？

重要事項説明書のハラスメント項目を改訂し、あらためて説明、同意などを行う準備中です。案文の確認や契約更新の際の助言などをお願いします。

✓職員の心身に影響が……

✓サービスの継続が困難に……



利用契約を含め、法的視点から
トラブルの収束・防止にむけ助言

管理者向け法律相談 お問合せ・受付窓口

◆本事業は東京都から委託を受けて実施しています

TEL 03-3268-7192

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

◆相談の対象

◆相談できる方：都内に所在する介護サービス事業所・介護保険施設の管理者等

◆相談員：弁護士

◆相談料：無料 / 秘密厳守

◆相談できる内容 (1)介護サービスの利用者・家族等からのハラスメント（身体的暴力、精神的暴力、強い不快感を受ける性的言動等）への対応に関する具体的な事象。
(2)利用者等からのハラスメントを考慮した重要事項説明書案への助言 など
※契約書・重要事項説明書等のご相談は、具体的な文案等を添えてください。

◆介護サービス事業所であっても、介護保険外サービスや障害福祉サービスに係るハラスメントは対象外となります。

◆相談内容によっては、他機関等を紹介させていただく場合があります。

◆なお、厚生労働省の「管理者向け研修のための手引き」で、下記はハラスメントではないとされています。

1 認知症等の病気または障害の症状として現れた言動（BPSD 等） 2 利用料金の滞納 3 苦情の申し立て

◆相談の方法

事務局で受け付け、相談内容を確認ののち弁護士への相談を依頼いたします。

（１）オンラインによる相談

《事前予約制》

★ インターネットサービス「Zoom」が利用できる環境のある方

★ 相談時間：45 分以内

※ 相談日時は、相談員（弁護士）と調整のうえ設定いたします。（平日の日中）

* 下記のお問合せ先にご連絡ください。

*相談を効果的に進めるため、相談内容の詳細は、所定の「相談票」に記入の上、相談日の3営業日前までにご提出ください。相談票のご提出がない場合、オンライン相談をお受けしかねる場合があります。

（２）Eメールによる相談

《随時受付》

*所定の「相談票」に相談内容を記入の上、Eメールで送信してください。

*通常、土日祝日・年末年始を除き、数日以内にご回答いたしますが、相談内容によってはご回答までに1週間前後かかることがあります。

【ご注意（オンライン、メール共通）】

※ご相談は原則、1回といたします。

※当窓口における回答は、解決に向けたアドバイスとなります。最終的な意思決定、判断は相談者（事業所）自身でお願いします。相談に対する回答により生じた事象については、責任を負いかねます。

※年間の相談件数には上限があり、多数相談があった場合は受付を終了することがあります。

この事業に関するお問合せ先

◆本事業は東京都から委託を受けて実施しています◆

東社協 介護ハラスメント

検索

介護現場におけるハラスメント対策事業 | 東京都社会福祉協議会

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 福祉部経営支援担当

Tel **03-3268-7192**



★介護職員のための電話相談「介護現場における利用者やご家族等からのハラスメントのお悩み相談」も実施しております。ご相談は、Tel **03-6265-6161** でお聞きしています。

令和6年度 特養・老健・介護医療院・養護の整備に係る主な補助金

特養・老健・介護医療院の施設整備費補助

特養・老健・介護医療院について、整備に要する経費の一部を補助するとともに、整備率の低い地域や建築価格の高騰のための加算を行い、整備を促進。介護医療院への補助制度を令和6年度より新設。

特養・老健・介護医療院共通 ※介護医療院は促進係数適用無し					
主な整備項目	創設・増築	(5,000千円、4,500千円又は4,050千円＋併設加算)×促進係数＋物価調整額			1床当たり
	改築	(6,000千円、5,400千円又は4,860千円＋併設加算)＋物価調整額			
	大規模改修	157,530千円(補助率1/2)	1施設当たり	看取り対応改修	4,500千円(補助率10/10) 1施設当たり
	特養のみ				
	多床室のプライバシー保護改修	800千円	1床当たり	共生型改修	4,500千円(補助率10/10) 1施設当たり

物価スライド方式の導入

物価調整額

建築費の状況を整備費補助に反映するため、物価スライド方式(物価の変動に応じて補助額を改定する仕組み)を適用する「物価調整額」を新設。※変動率が下降した場合は物価調整額も減額。高騰加算は廃止。

創設・増築	ユニット型：4,180千円/床、従来型個室：3,770千円/床、多床室：3,390千円/床 [令和5年度高騰加算] ユニット型：2,000千円/床、従来型個室：1,800千円/床、多床室：1,620千円/床
改築	ユニット型：5,020千円/床、従来型個室：4,520千円/床、多床室：4,070千円/床 [令和5年度高騰加算] ユニット型：2,400千円/床、従来型個室：2,160千円/床、多床室：1,944千円/床

大規模改修

建築費高騰に対応するため、物価スライド方式を導入

令和6年度：補助基準額 157,530千円 補助率 1/2 (令和5年度：補助基準額120,000千円 補助率1/2)

促進係数

特養は、ユニット型と従来型個室が対象。※従来型個室は定員の3割が適用の上限

<本則>

各区市町村の整備率に応じ、
1.0～1.5の6段階

+

<令和3年度拡充>

高齢者人口の将来推計、整備見込を勘案し、特に
整備が必要な地域で整備を行う場合0.3上乗せ

= 最大1.8倍

養護老人ホームの施設整備費補助

○物価調整額新設 ○改築の対象を「特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設」にも拡大

改築

	基準単価	物価調整額
特定の指定 有	6,000千円/床	5,020千円/床
特定の指定 無	5,160千円/床	4,320千円/床

大規模改修

令和6年度：補助基準額 157,530千円 補助率 1/2

定期借地権の一時金に対する補助事業

特養・老健等を設置・運営する民間事業者が、用地確保のため定期借地権契約を締結し、土地所有者に対して支払った一時金について補助を実施

【補助額】整備を行う区市町村の整備率・地価に応じ、路線価の1/2～3/4(上限10億円)

高齢者施設等の防災・減災対策推進事業

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、大規模停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備や、水害対策強化のための改修等に必要経費を補助(補助率3/4)

	非常用自家発電設備整備	水害対策強化	ブロック塀改修	給水設備整備
補助基準額	上限なし、下限500万円	上限なし、下限80万円	上限なし、下限なし	上限なし、下限500万円

社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業

非常用電源設備(500万円未満)、外部給電器、可搬型蓄電池等の購入に要する費用を助成(補助率3/4)

【補助基準額】①非常用電源設備:500万円、②外部給電器:80万円、③V2H:130万円、④可搬型蓄電池:40万円
⑤車両接続型電源:25万円、⑥外部電源接続切替盤:50万円、⑦②+⑥:130万円、⑧⑤+⑥:75万円

社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業の実施について

令和6年5月
福祉局高齢者施策推進部

事業目的

社会福祉施設等に対して、緊急災害時用に非常用電源等の整備に係る費用の一部を補助することで、施設利用者及び施設職員の安否確認等を行う上で必要最低限の電力を確保し、利用者等の安全確保を図る

補助概要

◆対象施設

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービス、(看護)小規模多機能型居宅介護、訪問看護ステーション 等

◆補助対象機器 補助基準額 (右表のいずれか ひとつの申請)

補助対象機器	補助基準額	補助対象機器	補助基準額
1 非常用電源設備 (5,000千円未満に限る)	5,000千円	5 車両接続型電源	250千円
2 外部給電器	800千円	6 外部電源接続切替盤	500千円
3 V2H	1,300千円	7 外部給電器 + 外部電源接続切替盤	1,300千円
4 可搬型蓄電池	400千円	8 車両接続型電源 + 外部電源接続切替盤	750千円

◆補助率

4分の3

◆申請受付期間

第1回申請期限：令和6年6月28日（金）、第2回申請期限：令和6年12月下旬（予定）

◆申請条件等

- **令和6年度に購入した非常用電源等が対象**
- 交付申請後、**実績報告時にBCP策定等が確認できた場合に、補助金を交付**
- **都の補助を受けて、既に非常用電源設備を設置済の施設・事業所が同じ設備を買い直す場合は不可。**
他の既存事業（高齢者施設等の防災・減災対策推進事業等）と重複して補助を受けることは不可。
- 車両接続型電源（ガソリン車から電気を取りだすための機器）⇒ 補助対象
- リース製品 ⇒ 補助対象外（購入による整備が対象）
- 蓄電池は、補助基準額（40万）の範囲で台数の上限は設定しない
- 手続の詳細については、ホームページをご覧ください。

お問合せ先

「東京都社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業コールセンター」

☎0120-984-302 受付時間：9:00-18:00（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で規定する休日及び年末年始は除く。）

介護現場のDX・タスクシェア促進事業 ①掃除・配膳ロボット導入支援事業

令和6年度事業の概要

■ **実施内容** 掃除・配膳ロボット(※)を導入し介護の周辺業務の負担軽減に係る効果検証を行う介護施設等に、ロボット導入経費を補助
 ※ 掃除を行う自動式の機器又は配膳・下膳を行う自走式の機器

■ **対象施設** ①特別養護老人ホーム ②介護老人保健施設 ③介護医療院 ④軽費老人ホーム ⑤養護老人ホーム ⑥有料老人ホーム
 ⑦サービス付き高齢者向け住宅 ⑧認知症高齢者グループホーム
 *④～⑦は(地域密着型)特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る

区分	補助対象経費	補助基準額	補助率
掃除・配膳ロボットの導入に要する費用	備品購入費(10万円/台以上のもの) 使用料及賃借料(令和6年4月～令和7年3月分) ※消費税・地方消費税は補助対象経費に含まない	1施設当たり 240万円	1/2

■ **スケジュール** 令和6年6月上旬 : 交付申請依頼発出・受付開始
 (予定) 8月上旬 : 交付申請書提出期限
 令和7年1月末 : ロボット導入期限
 3月上旬 : 実績報告書提出期限

※ 導入後、少なくとも1か月間、効果検証を実施すること
 → 導入前後の職員等の対応時間を計測し、導入の効果・課題等を報告

令和5年度事業の効果検証結果について(速報)

区分	施設種別	導入施設数	導入台数	1施設当たり 削減時間(平均)	1台当たり 削減時間(平均)
掃除ロボット	特別養護老人ホーム	14	63	622分/週	138分/週
	介護老人保健施設	8	46	509分/週	88分/週
	軽費老人ホーム	1	3	105分/週	35分/週
	有料老人ホーム	14	17	352分/週	289分/週
	認知症高齢者グループホーム	7	35	269分/週	54分/週
	合計	44	164	477分/週	120分/週
配膳ロボット	有料老人ホーム	9	9	188分/週	188分/週

- 各施設は、規模や使用場所、運用方法等を考慮し、機種や導入台数を決定
- 小規模施設では家庭用掃除ロボットを活用
- 掃除ロボット導入施設では、介護職員等の清掃時間が減り、利用者支援の時間が増加するなど一定の効果
- 配膳ロボット導入施設では、職員配置見直しと合わせ、配膳・下膳に係る職員対応時間を35%程度削減できた施設があった

介護現場のDX・タスクシェア促進事業 ②分身ロボット等活用支援事業

令和6年度事業の概要

■ **事業内容** 施設の外から遠隔操作で入所者とのコミュニケーション等を行うことができる分身ロボット等を活用して、介護業務の負担軽減を図る介護施設に対し、ロボット導入経費を補助

■ **対象施設** ①特別養護老人ホーム ②介護老人保健施設 ③介護医療院 ④軽費老人ホーム ⑤養護老人ホーム ⑥有料老人ホーム ⑦サービス付き高齢者向け住宅 *地域密着型サービスは除く、④～⑦は 特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る

補助基準額等	区分	補助対象経費（※）	補助基準額	補助率
	分身ロボット等の導入に要する費用	備品購入費、使用料及賃借料(令和6年4月～令和7年3月分)、Wifi環境整備費	1施設当たり 240万円	7/8
	高齢者等の活用体制構築に要する費用	分身ロボット等の操作者として高齢者等を活用するために要する人件費、募集・育成経費等(令和7年3月までに運用を開始する場合に限る)	1施設当たり 30万円	10/10

※消費税・地方消費税は補助対象経費に含まない

■ **スケジュール** 令和6年6月上旬 : 交付申請依頼発出・受付開始
(予定) 7月末 : 交付申請書提出期限
令和7年4月上旬 : 実績報告書提出期限

令和5年度事業の効果検証結果について（速報）

■ 事業内容

協力施設において、入所者と分身ロボットとの対話を実施
各施設10人程度×2期（各3か月程度）の対象者を選定

■ 協力施設・使用機器

特別養護老人ホーム4施設、介護付有料老人ホーム4施設
〔機器〕OriHime(㈱オリィ研究所)3施設、newme(avatarin(株))3施設
BOCCOemo(ユカイ工学(株))1施設、ぴよかめ(㈱NSK)1施設

■ 効果検証方法

対象者：ICF評価（利用者の生活機能評価）、表情評価
インターライ評価（利用者のケアの質の評価）
施設職員：タイムスタディ（業務内容の記録・分類）等

■ 検証結果概要

- 利用機器等により違いはあるが、利用者の状態の改善がみられた
 - ・ICF：newme利用者の約2割が、コミュニケーションや対人関係が改善
 - ・表情：約4割の利用者が、感情や言葉などでの反応が改善
 - ・インターライ：OriHime・BOCCOemo利用者の約2割が、他者との交流が増加
- 職員の業務については、直接的なケアが増加し、間接的なケアが減少
- 業務の内訳をみると、対象者との関わりが減り、対象者以外との関わりが増加しており、分身ロボットを円滑に活用できれば、介護職員業務のタスクシェアを進めることが可能
- 導入にあたっては、wifi環境等の整備の検討、操作者の機器操作や傾聴技術の習熟への支援等、一定程度の導入支援が必要

補助金申請に係る注意事項

補助金の申請に当たり、交付要綱等に基づく適正な手続が行われない場合、交付決定の取消しや補助金の返還、違約加算金の納付となることがありますので、十分ご注意ください。

✓ 手続きのスケジュールを厳守してください！

- 補助制度により、交付申請、契約締結手続き、事業の完了、実績報告などの一連の手続きについて期日が定められています。補助要綱等を参照し、必要な手続きを確認するとともに、適切なスケジュールで補助対象事業を実施してください。
- 都の予算は年度単位で措置されるため、補助対象事業は年度内に完了することが必須なので、納期や工事完了に至るまで、着実な進行管理をお願いします。

✓ 変更交付申請を忘れずに！

- 交付決定は、交付申請の内容に基づいて行われています。交付申請時に提出した事業計画書の内容に変更（設置する機器、施工内容・場所や数量増減等）が生じる場合には、事前に変更交付申請を行い、改めて交付決定を受ける必要があります。
- 実績報告の内容が交付申請の内容（事業計画等）と異なる場合、交付決定を受けていない事業と見なされ、補助金が交付されない可能性があります。
- 当初の計画に変更が生じる場合には、必要な期日までに変更交付申請を行ってください。

✓ 契約手続は入札が原則です！

- 補助対象となる事業については、入札による契約手続が原則です。
- 実績報告においては、入札の公告、入札の実施、契約の締結までの一連の手続が適正に行われたことを証明する書類の添付を求めています。
- 入札の公告については、ホームページ上で公表した日に該当 WEB ページを印刷しておくなど、入札実施の過程がわかる書面を準備するようお願いします。

✓ 財産処分や目的外使用には事前承認が必要です！

- 補助金の交付を受けて整備を行った施設や設備については、事前の承認なく、財産処分（貸付・譲渡等）や目的外の使用が禁じられています。
- やむを得ない事情により財産処分等を行う場合には、事前に手続を行う必要があります。また、時期や用途等により補助金の返還が発生することも十分考慮してください。

- ◆ 補助事業の実施主体は補助金の交付申請を行う法人です。責任を持って補助対象事業を実施するとともに、不明な点があれば、都の担当者にお問い合わせ・ご相談ください。
- ◆ 補助を受けて整備した施設設備や購入した備品等については、適切に管理・活用してください。管理・活用状況については、必要に応じて都が検査・確認を行います。